

◆貸借対照表

(単位：百万円)

資産	平成22年度末 (平成23年3月31日)	平成23年度末 (平成24年3月31日)	負債及び純資産	平成22年度末 (平成23年3月31日)	平成23年度末 (平成24年3月31日)
現金	2,498	2,280	預金積金	196,539	200,014
預け金	63,264	56,262	当座預金	1,845	2,524
有価証券	67,910	79,692	普通預金	62,827	67,405
国債	11,736	17,487	貯蓄預金	1,059	968
地方債	3,111	2,169	定期預金	111,506	114,821
社債	47,088	54,406	定期積金	14,773	9,058
株式	27	26	その他の預金	4,527	5,236
その他の証券	5,947	5,602	その他負債	567	452
貸出金	74,158	73,636	未決済為替借	27	49
割引手形	1,221	1,549	未払費用	219	173
手形貸付	7,074	6,856	給付補填備金	163	27
証書貸付	61,076	60,660	未払法人税等	0	0
当座貸越	4,786	4,569	前受収益	52	47
その他資産	1,447	1,267	払戻未済金	3	0
未決済為替貸	18	21	払戻未済持分	0	0
信金中金出資金	671	671	職員預り金	72	81
前払費用	4	8	資産除去債務	—	42
未収収益	725	533	その他の負債	28	30
その他の資産	27	33	賞与引当金	83	85
有形固定資産	1,496	1,433	退職給付引当金	148	162
建物	648	626	役員退職慰労引当金	132	73
土地	621	606	睡眠預金払戻損失引当金	10	7
その他の有形固定資産	227	199	偶発損失引当金	45	35
無形固定資産	21	25	繰延税金負債	62	179
ソフトウェア	11	16	再評価に係る繰延税金負債	23	22
その他の無形固定資産	9	9	債務保証	293	221
繰延税金資産	—	—	負債の部合計	197,906	201,255
債務保証見返	293	221	出資金	770	770
貸倒引当金	△2,685	△2,535	普通出資金	770	770
(うち個別貸倒引当金)	(△2,044)	(△2,134)	利益剰余金	9,335	9,622
投資損失引当金	△0	△5	利益準備金	774	770
			その他利益剰余金	8,561	8,851
			特別積立金	7,690	8,190
			当期末処分剰余金	871	661
			処分未済持分	△0	△0
			会員勘定合計	10,106	10,392
			その他有価証券評価差額金	340	577
			土地再評価差額金	52	53
			評価・換算差額等合計	393	630
資産の部合計	208,405	212,278	純資産の部合計	10,499	11,023
			負債及び純資産の部合計	208,405	212,278

貸借対照表

※貸借対照表・注記

- 1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行つております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 3.有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15～39年
その他	2～60年
- 4.無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 5.所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。なお、当事業年度において該当するリース契約がなされたため、計上しておりません。
- 6.外貨資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 7.貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、銀行取引停止処分等法的、形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻先と同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められた額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間ににおける貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 8.投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上することとしております。
- 9.賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 10-1.退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針(中間報告)(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- 10-2.当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1)制度全体の積立状況に関する事項(平成23年3月31日現在)

年金資産の額	1,358,815百万円
年金財政計算上の給付債務の額	1,630,641百万円
差引額	△271,826百万円

(2)制度全体に占める当金庫の掛け出し割合
平成23年3月31日現在 0.1752%

(3)補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高255,938百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヶ月の元利均等償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛け出し36百万円を費用処理しております。
なお、特別掛け出しの額は、予め定められた掛け出し率を掛け出し時の標準給与の額に乘じることで算定することで算定されています。

11.役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

12.睡眠預金戻済損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの戻済請求に備えるため、将来の戻済請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

13.偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

14.所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によつております。

15.消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によつております。

16.理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額14百万円

17.有形固定資産の減価償却累計額2,750百万円

18.貸借対照表に計上した固定資産のほか、「電子計算機の一部」、「営業用車両の一部」については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

19.貯出金のうち、破綻先債権額は239百万円、延滞債権額は5,955百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未收利息を計上しなかつた貸出金(貸倒債権を除く部分を除く。(以下「未收利息不計上貸出金」という。))のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未收利息不計上貸出金であつて、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20.貸出金のうち3ヶ月以上延滞債権額はございません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

21.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,004百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行つた貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

22.破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は7,199百万円であります。

なお、19から22に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の額であります。

23.手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,549百万円であります。

24.担保に供している資産は次のとおりであります。

歳入代理店担保として有価証券500百万円、公金収納事務取扱担保として現金10百万円を差し入れております。
また、為替決済の取引の担保として預け金(定期預金)5,000百万円を差し入れております。

25.旧高田信用金庫との合併により引き継いだ土地再評価差額金を「土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)」に基づき、土地再評価差額に係る税金相当額22百万円を「再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第119号)」第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行つて算出
同法律第10条に定める再評価を行つた事業用土地の当事業年度末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を6百万円下回っております。

26.出資1口当たりの純資産額7,156円36銭

27.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行つております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業

推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金についても、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM作業委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には資金部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 價格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、統合的リスク管理基本方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理要領に従い行われております。

このうち、資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、價格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は資金部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値」を用いた時価または経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

また、「預け金」、「貸出金」、「預金積金」においては「ラダー計算方式」、「有価証券」のうち債券においては「再評価方式」を採用しております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価または経済価値は、450百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品のうち貸出金については、簡単な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

28. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	56,262	56,694	432
(2) 有価証券 満期保有目的の債券	7,800	7,485	△ 315
その他有価証券	71,862	71,862	-
(3) 貸出金(*1) 貸倒引当金(*2)	73,636 △2,535	71,101	1,477
金融資産計	207,027	208,622	1,595
(1) 預金積金	200,014	200,189	174
金融負債計	200,014	200,189	174

(*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については29.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 純継続先債権、実質破継先債権及び破継先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてあります。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	26
組合出資金(*2)	685
合 計	712

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

貸借対照表

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	27,500	26,100	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券	1,600	-	4,200	2,000
その他有価証券	14,737	33,471	22,837	-
貸出金(*)	16,365	24,181	14,919	9,215
合 計	60,203	83,753	41,956	11,215

(*)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	182,604	16,861	17	530
合 計	182,604	16,861	17	530

(*)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国 債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社 債	700	707	7
	その他の債券	1,100	1,101	1
	小 計	1,800	1,809	9
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国 債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社 債	1,500	1,491	△8
	その他の債券	4,500	4,184	△315
	小 計	6,000	5,676	△324
合 計		7,800	7,485	△315

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	株 式	-	-	-
	債 券	67,098	66,272	826
	国 債	16,987	16,607	379
	地方債	2,169	2,142	26
	社 債	47,942	47,522	420
	その他の債券	-	-	-
	小 計	67,098	66,272	826
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの	株 式	-	-	-
	債 券	4,763	4,774	△10
	国 債	500	501	△0
	地方債	-	-	-
	社 債	4,263	4,273	△10
	その他の債券	-	-	-
	小 計	4,763	4,774	△10
合 計		71,862	71,046	816

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,004百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが4,637百万円であります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 緯延税金資産及び緯延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

緯延税金資産

貸倒引当金損算入限度超過額	686百万円
減価償却超過額	46百万円
減損損失否認償却超過額	167百万円
退職給付引当金	47百万円
繰越欠損金	386百万円
その他	67百万円
緯延税金資産小計	1,400百万円
評価性引当額	△1,340百万円
緯延税金資産合計	59百万円

緯延税金負債

その他有価証券評価差額金	239百万円
緯延税金負債合計	239百万円
緯延税金負債の純額	179百万円

(追加情報)

「経済社会の構造に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、緯延税金資産及び緯延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については29.3%となります。この税率変更により、緯延税金負債は10百万円減少し、その他有価証券評価差額金は13百万円増加し、法人税等調整額は3百万円増加しております。再評価に係る緯延税金負債は1百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

32. 追加情報

- (1) 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当事業年度の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。
- (2) 当事業年度の期首時点では、資産除去債務の履行時期を予想することや、将来の最終的な除去費用を見積ることが困難であり、合理的に資産除去債務を算定できないため計上しておりませんでしたが、当事業年度において将来の最終的な除去費用を見積ることが可能となつたため、資産除去債務を計上しております。